

求職者支援訓練を実施している訓練実施機関の皆様へ

～認定職業訓練実施基本・保育奨励金のお知らせ（新型コロナウイルス関連）～

今般の**新型コロナウイルス感染症の影響で休校等の措置を行った場合**の認定職業訓練実施基本・保育奨励金の算定方法について、以下のとおり概要をまとめています。

なお、以下（赤枠内）の算定は当局で行い確定額を支給決定通知書でお知らせします。各訓練実施機関様におかれましては、訓練の延長があればその部分を含め支給申請を行ってください。（様式A-3 1の人数欄は白紙で提出しても構いません。）

また、訓練実施率及び出席率を算定するため、原則として訓練終了後に一括で支給申請をお願いします。

1 基本奨励金

(1) 訓練実施率が80%以上の場合 = 月額単価×対象人数（通常の算定）

- A 支給対象期間における出席率が80%以上の者は、月額単価×対象人数（通常の算定）です。
- B 支給対象期間における出席率が80%未満の者は、出席率が80%以上ある1単位期間（1か月）のみAと同様の算定となります。

(2) 訓練実施率が80%未満の場合 = 訓練実施日×対象人数

- C 支給対象期間における出席率が80%以上の者で、新型コロナウイルス感染症の影響で休校した日が1日以上ある1単位期間（1か月）は、訓練実施日×対象人数となります。
- D 支給対象期間における出席率が80%以上の者で、新型コロナウイルス感染症の影響による休校がない1単位期間（1か月）は、月額単価×対象人数（通常の算定）となります。
- E 支給対象期間における出席率が80%未満の者は、出席率が80%以上ある1単位期間（1か月）のみC又はDと同様の算定となります。

※ 訓練実施率 = 実際に実施した総訓練時間 ÷ 予め定められていた総訓練時間

※ 出席率 = 訓練の延長期間を含めた最終終了日までが算定対象です。なお、従来どおり1支給単位期間（3か月）で80%未満の場合、1単位期間（1か月）での算定も可能です。

※ 基本奨励金算定上の訓練終了日は、予め定められていた訓練終了日です。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響による休校日は、訓練実施日から除外することができます。

※ 中途退校者の場合は、中途退校日以前に新型コロナウイルス感染症の影響で休校している場合に限り訓練実施日から除外することができます。

※ 支給単位期間中の出席率を算定する場合、休校措置をとった初めの日から順に、当初訓練期間内で訓練を実施しない計画であった土日等の活用や訓練期間の延長により当初訓練実施予定のなかった日に新たに訓練実施日を設けて実施した振替分を休校日に充当します（当初訓練期間内において1日の訓練時間を延長して実施した振替分は充当対象となりません。）。

2 保育奨励金

訓練期間を延長した場合は、訓練実施率（80%以上か否か）にかかわらず当初の訓練期間での保育奨励金上限額内であれば訓練の延長期間に発生した保育料も支給します。

（例）3か月コースで1か月間訓練期間を延長した場合の支給上限額 66,000円×3月＝198,000円

【保育料が月額50,000円の場合の保育奨励金支給額】

実際に要した保育料：50,000円+50,000円+50,000円+50,000円（延長分）＝200,000円

保育奨励金の支給額：50,000円+50,000円+50,000円+48,000円（延長分）＝198,000円

※ 延長期間中の保育料50,000円のうち2,000円については支給上限額を超過するため不支給となります。